

開催日時 平成28年6月16日（木曜日）
午前10時30分

開催場所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限 平成28年6月15日（水曜日）
午後5時30分まで

第98期 定時株主総会 招集ご通知

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

目次	第98期定時株主総会招集ご通知	1
	(添付書類)	
	事業報告	4
	連結計算書類	18
	計算書類	35
	監査報告書	48
	株主総会参考書類	51
	株主総会会場ご案内図	

伊藤忠食品株式会社

株 主 各 位

大阪市中央区城見二丁目2番22号
伊藤忠食品株式会社
代表取締役社長執行役員 星 秀 一

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月15日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月16日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第98期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.itochu-shokuhin.com/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

【株主総会にご出席の場合】

1. お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
なお、代理人は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

【株主総会にご出席願えない場合】

次のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 書面の郵送による方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月15日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

2. インターネット等による方法

- (1) 以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年6月15日（水曜日）午後5時30分までに、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使サイト

<http://www.web54.net>

- (2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- (4) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - ・パスワードはご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
 - ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - ・画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
 - ・次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ①Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP 2 以降
 - ②Adobe®Acrobat®Reader®Ver.4.0 以降または、Adobe®Reader®Ver.6.0 以降※Microsoft®及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標、商標及び製品名です。
 - ※Adobe®Acrobat®Reader®, Adobe®Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標、商標及び製品名です。
- ・インターネットの接続に、ファイアーウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、設定内容をご確認ください。
- ・当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（または一時解除）のうえご利用ください。

(6) スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル



0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)

その他のご登録住所・株数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行株式会社

証券代行事務センター



0120-782-031

(受付時間 土日休日を除く午前9時～午後5時)

<機関投資家の皆様へ>

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策を背景に企業収益や雇用・所得環境に改善の動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、中国を始めとする新興国経済の景気減速から、先行きは不透明な状況が続いております。

食品流通業界におきましては、訪日外国人数の増加や消費増税後の消費マインドに一部持ち直しの動きが見られるなど、明るい兆しは出てきているものの、業種・業態の垣根を越えた競争激化に加え、人手不足によるコスト上昇懸念など、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは前期に引き続き「コンプライアンス」と「安定収益の確保」をミッションに掲げ、健全な企業収益の基盤となるコンプライアンスの徹底と、売上総利益に対する経費率の改善に注力するとともに、卸として新たな付加価値の創造にチャレンジし、新しい商品の発掘・開発を進めることで提案力向上に取り組んでまいりました。具体的には、昨年10月に「商品本部」を新設、安全・安心で美味しい日本各地の地域産品を発掘し、これを全国に向けて提案・販売するという「地産全消」を目指した「地域産品プロジェクト」の強化に努め、また「ブランド商品」の開発、「ヘルス&ビューティ」分野の商品企画・提案などを推進してまいりました。

② 業績

〔売上高〕

当連結会計年度の売上高は、コンビニエンスストアなど組織小売業との取引増加等により、6,530億16百万円となりました。

なお、商品分類別の売上高は以下のとおりであります。

商品分類	売上高	構成比	前期比増減率
ビール	154,802百万円	23.7%	4.5%
和洋酒	94,094	14.4	2.0
調味料・缶詰	99,743	15.3	3.5
嗜好・飲料	153,002	23.4	14.1
麺・乾物	58,970	9.0	2.1
冷凍・チルド	25,057	3.9	15.8
ギフト	46,562	7.1	△1.0
その他	20,783	3.2	2.2
合計	653,016百万円	100.0%	5.7%

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発泡酒及びビール風アルコール飲料(第3のビール)の売上高は「ビール」に含んでおります。

〔経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益〕

利益面では、物量の増加とコストアップにより物流経費が増加したものの、売上総利益額のアップにより、経常利益は46億69百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損益の良化により30億2百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は114億91百万円で、その主なものは物流センター新設及び増強工事費用112億33百万円であります。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、このたび策定いたしました「中期経営計画」の目標達成に向け、中核事業では広域及び各地方・地域に密着した既存顧客との取引深耕と新規顧客の獲得に取り組み、当社らしい分野としてW E B 関連・ブランド事業及びギフト・酒類を中心とした『オンリー1、ナンバー1戦略』を推進いたします。加えて戦略的パートナーとの提携による卸機能の強化、新カテゴリー・販路獲得を推進することで1兆円以上の売上規模を獲得し、さらに利益率1%を目指してまいります。

また、これらの重点戦略を支えるため、全社的な業務改革・B P Rのさらなる推進、リスクマネジメント機能の強化、健全な企業活動の基礎となるコンプライアンスの徹底など、経営基盤の強化を継続して行ってまいります。

当社グループが将来にわたり成長し続けるためには、常に環境の変化を機敏に捉え、顧客のニーズを先取りし、卸機能を一層磨いていくことが課題であると認識しております。そして、卸としての価値を高めると同時に、事業を通じて社会課題を解決し社会に貢献することで、すべてのステークホルダーから「信頼」されるグッドカンパニーを目指してまいります。

また、当社グループは株主の皆様への利益還元を最重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、株主の皆様へ継続的に安定配当を行う所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第95期 平成25年3月期	第96期 平成26年3月期	第97期 平成27年3月期	第98期(当期) 平成28年3月期
売 上 高(百万円)	614,512	630,464	617,606	653,016
営 業 利 益(百万円)	4,374	3,304	3,670	3,983
経 常 利 益(百万円)	5,536	4,226	4,508	4,669
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,139	3,256	2,581	3,002
1株当たり当期純利益(円)	322.61	253.69	201.08	233.91
総 資 産(百万円)	200,973	201,682	203,208	219,116
純 資 産(百万円)	66,193	69,212	74,829	76,732
1株当たり純資産(円)	5,153.03	5,388.12	5,825.46	5,975.37

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社で、同社は間接保有を含み当社株式を6,634千株（議決権比率51.7%）保有しております。

当社は総合商社である同社の食品流通の中核を担っており、中間流通業としての機能分担と相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

(商品仕入)

取引条件は他の仕入先と同様、市場価格を勘案し協議の上、決定しております。また、環境の変化等に応じて適宜見直しを行っております。

(資金の預入)

当社の運用方針に従い、預入期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(物流センターの賃借)

賃借の条件は見積もり合わせや近隣相場を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主要な事業内容
新日本流通サービス株式会社	20百万円	100.0%	貨物運送取扱業
ISCビジネスサポート株式会社	90	100.0	サービス業
株式会社スハラ食品	95	99.0	酒類・食品卸売業
株式会社アイ・エム・シー	100	100.0	サービス業

当社の連結子会社は「③重要な子会社の状況」に記載している4社であり、持分法適用会社は3社（非連結子会社1社及び関連会社2社）であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループの主要事業は酒類及び食品の卸売であります。

(7) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本社：大阪、東京
営業所：大阪、東京、名古屋、北海道、仙台、北陸、中国、九州
物流センター：北海道、仙台、相模原、北陸、大府、関西、広島、福岡

② 主要な子会社の事業所

新日本流通サービス(株) 本社：大阪 物流センター：中京
ISCビジネスサポート(株) 本社：東京
(株)スハラ食品 本社：北海道
(株)アイ・エム・シー 本社：大阪

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,076名	53名増

(注) 上記には臨時従業員849名（年間平均人員数）を含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 13,032,690株
- (注) 発行済株式の総数には自己株式が195,183株含まれております。
- (3) 株 主 数 14,345名 (前期末比825名増)
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	6,620 千株	51.57 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口)	815	6.35
味 の 素 株 式 会 社	339	2.64
松 下 善 四 郎	302	2.35
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	296	2.31
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス 信 託 銀 行 株 式 会 社	249	1.94
伊 藤 忠 食 品 従 業 員 持 株 会	160	1.25
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	92	0.72
は ご ろ も フ ー ズ 株 式 会 社	87	0.68
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	77	0.61

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が195千株あります。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口) の所有株式は、アサヒビール株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はアサヒビール株式会社に留保されております。
4. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権は株式会社みずほ銀行に留保されております。
- (5) その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	星 秀 一	社長執行役員
取 締 役	松 本 耕 一	専務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)C S R 担当(兼)コンプライアンス担当
取 締 役	阿 部 淳 一	専務執行役員社長補佐(兼)物流担当
取 締 役	大 釜 賢 一	専務執行役員営業統括本部統括本部長、株式会社アイ・エム・シー代表取締役会長
取 締 役	三 浦 浩 一	常務執行役員東海営業本部本部長
取 締 役	川 村 博	—
取 締 役	高 垣 晴 雄	伊藤忠商事株式会社食品流通部門長、株式会社日本アクセス社外取締役、株式会社昭和社外取締役、コンフェックス株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	姫 野 彰	—
監 査 役	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所所長(弁護士)、株式会社吉野家ホールディングス社外監査役、株式会社T J Mデザイン社外監査役
監 査 役	桜 木 正 人	伊藤忠商事株式会社食料カンパニーC F O 補佐(兼)食料経理室長、伊藤忠飼料株式会社社外監査役
監 査 役	川 村 篤 生	伊藤忠商事株式会社食料事業統括室長代行、株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス社外監査役、コンフェックス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役川村博氏及び高垣晴雄氏は、社外取締役であります。なお、当社は、川村博氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役姫野彰氏、増岡研介氏、桜木正人氏及び川村篤生氏は、社外監査役であります。なお、当社は、増岡研介氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中に就任した取締役及び監査役
平成27年6月17日開催の第97期定時株主総会において、新たに、三浦浩一氏、川村博氏及び高垣晴雄氏は取締役に選任され、また、姫野彰氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
平成27年6月17日開催の第97期定時株主総会終結のときをもって、濱口泰三氏及び千葉尚登氏は取締役に退任し、小池俊一氏は辞任により監査役に退任されました。また、平成28年3月31日をもって、川村篤生氏は辞任により監査役に退任されました。
5. 当事業年度末日後の平成28年4月1日付で、次のとおり取締役の担当を変更いたしました。

氏 名	新	旧
松 本 耕 一	取締役専務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)業務改革本部本部長(兼)C S R 担当(兼)コンプライアンス担当	取締役専務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)C S R 担当(兼)コンプライアンス担当
阿 部 淳 一	取締役専務執行役員特命事項担当	取締役専務執行役員社長補佐(兼)物流担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である川村博氏及び高垣晴雄氏ならびに社外監査役である増岡研介氏、桜木正人氏及び川村篤生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	221百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	30百万円 (13百万円)
合計	14名 (6名)	252百万円 (21百万円)

(注) 1. 支給額には当事業年度に係る役員賞与支給予定額63百万円を含めております。なお、平成27年6月18日に役員賞与56百万円を支給しております。

2. 上記のほか、平成17年12月22日開催の第87期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給により、当事業年度中に退任した取締役1名に対し5百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
取締役	川村博	—	—	—
	高垣晴雄	伊藤忠商事株式会社	食品流通部門長	仕入先等
		株式会社日本アクセス	社外取締役	仕入先等
		株式会社昭和	社外取締役	仕入先等
	コンフェックス株式会社	社外取締役	仕入先	

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
監査役	姫野 彰	—	—	—
	増岡 研介	増岡総合法律事務所	所長（弁護士）	—
		株式会社吉野家ホールディングス	社外監査役	仕入先
		株式会社TJMデザイン	社外監査役	—
	桜木 正人	伊藤忠商事株式会社	食料カンパニーCFO補佐(兼)食料経理室長	仕入先等
		伊藤忠飼料株式会社	社外監査役	仕入先
	川村 篤生	伊藤忠商事株式会社	食料事業統括室長代行	仕入先等
		株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス	社外監査役	—
コンフェックス株式会社		社外監査役	仕入先	

- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	川村 博	取締役就任以降開催の取締役会10回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	高垣 晴雄	取締役就任以降開催の取締役会10回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	姫野 彰	監査役就任以降開催の取締役会10回のすべてに出席し、また、監査役就任以降開催の監査役会11回のすべてに出席し、議事の進行を含め議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	増岡 研介	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のすべてに出席し、主に法律の専門家としての客観的かつ中立的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	桜木 正人	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	川村 篤生	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の不再任議案を、株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、平成18年5月15日の取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」の概要を記載します。(平成28年4月28日付で一部改訂を行っております。)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び「社是」・「企業理念」・「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令、定款、取締役会決議及び「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行する。
- ③ コンプライアンス委員会、独占禁止法分科会、モニタリングチーム、コンプライアンス責任者会議、I S Cグループコンプライアンス連絡会を設置するとともに、「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」を制定し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく監査役及び取締役会に報告するものとする。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての通報体制として、コンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口を情報受領者とする内部通報システムを整備し、伊藤忠食品グループ内部情報提供制度（ホットライン）規程に基づきその運用を行うこととする。また、通報したものに対し、当該通報をしたことを理由としていかなる不利な取り扱いを行わない。
- ⑥ 社長直轄の監査部を設置し、監査部は内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告する。また、判明した指摘・提言事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施する。
- ⑦ 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）について各種情報の漏洩を防止するために、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等情報管理に関する規程類の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② 適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い、適時に正確かつ十分に開示することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、重大なリスクである信用リスクについては「与信管理規程」に従い担当専門部署にて取引限度額の設定や不良債権の防止策の検討を行うとともに、投資リスクについては「一般投資管理規程」に従い関連部署からなる「投資委員会」にて討議・審査を行うこと等、必要なリスク管理体制の整備と強化を図ることとする。
- ② 安心、安全な商品の安定供給という社会的責任を果たすため、食品安全管理の対応については、品質保証部を設置し、「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」に従い、商品表示の調査・確認、商品事故の予防策及び対応策に対する十分性の評価等、品質管理体制の整備と運用を図るものとする。
- ③ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取扱い商品に対するクレーム・リスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理マニュアル」を定めリスクの発生に備え、管理するものとする。
災害等の不測の事態に対応するため、CSR委員会の傘下にBCM分科会を設置し、不測の事態が発生した場合には当分科会が構築した地震等のための事業継続計画（BCP）に基づく体制に従い、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定する。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役（非常勤取締役を除く）、常勤監査役、執行役員及び本部長が出席する経営会議を原則毎月2回、本部長連絡会を原則毎月1回開催し、また、各種社内委員会を設置・開催することで、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ③ 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程において、各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定めることとする。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 監査部内部統制チームを設置し、財務報告の信頼性の確保をするために内部統制の整備と運用を図るものとする。
- ② 子会社の経営管理については、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「グループ会社経営管理規程」その他社内規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理と指導を行うとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- ③ 定期的にグループコンプライアンス連絡会を開催するとともに「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」に従い、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。
- ④ 当社は、子会社での業務の適正を確保するため、子会社において構築した内部統制システムの運用状況について、每期確認を行うこととする。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切の関係をもちない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当社の使用人から補助使用人を任命することを求めることができるものとする。補助使用人の人事評価は監査役が行い、その人事異動については監査役会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、法令違反もしくは定款に違反する事実が判明あるいはそのおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役に報告したものに對し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わない。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会のほかその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

(9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査部との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンスを企業に求められる高い倫理観を実践するための基盤として位置づけ、コンプライアンス体制及び基本方針ならびにコンプライアンス事案発生時の対応について定めた「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」に基づき、社長執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、傘下の「独占禁止法分科会」からの上程事項に関する決議及び「コンプライアンス責任者会議」「I S Cグループコンプライアンス連絡会」を通じた法令遵守の指揮命令を行っております。
- ② 内部通報システムにおいて受付窓口として設置しているコンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口の具体的な連絡先を、「伊藤忠食品グループ内部情報提供制度（ホットライン）規程」に基づき、「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」、従業員向けポータルサイト及びグループ会社向けポータルサイトに掲載し、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。
- ③ 当社が事業を継続する上で関連性が高いと位置付けた「独占禁止法」及び「下請法」の周知徹底を図るため、全従業員を対象に社内研修を実施いたしました。

(2) リスク管理体制

- ① 災害リスクに対応するため、平成27年10月、「CSR委員会」傘下の「BCM分科会」が主導し、首都直下型地震を想定したBCP訓練を実施いたしました。
- ② 食品の安全管理の対応については、食品表示法の周知のため、品質保証部主催による全従業員向け研修「食品表示法セミナー」を実施いたしました。また、商品事故・クレームの発生に、よりの確・迅速に対応するため、報告方法及び報告ルートを明確化しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除のための基本理念である「反社会的勢力排除の基本方針」及び反社会的勢力との商取引・金融取引を含めた一切の関係を遮断するために必要となる事項について定めた「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力による被害を防止するために対応を総括する部署を設置いたしました。また、反社会的勢力による被害を防止し、関係を遮断するための措置として、新規の契約締結にあたり反社会的勢力排除条項の導入を徹底し、既存契約においても適切な検証のもと、反社会的勢力排除条項を含む契約への改定または「反社会的勢力排除に関する覚書」の締結を実施しております。

(4) 取締役の職務執行

取締役の職務執行の有効性と効率性を確保するため、取締役会において社外取締役が独立した立場から経営の監視・監督が行えるよう決議に加わり、業務執行取締役は、取締役会において自己の職務執行の状況報告を行っております。

(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役会にて定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会、常勤監査役がその他重要会議である経営会議、本部長連絡会、コンプライアンス委員会、ISCグループコンプライアンス連絡会等に出席し、内部統制システムの監視と検証を行っております。
- ② 監査役監査の実効性を高めるため、常勤監査役は、内部監査を担当する監査部との間で月1回程度、情報・意見を交換する場を設け、内部監査の結果や実施の状況についての情報を共有しております。また、年1回程度、監査部及び会計監査人との間で、情報共有と相互のコミュニケーションの一層の深化を図るため「三様監査情報交換会」を開催しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	158,736	流動負債	129,241
現金及び預金	4,238	買掛金	116,174
受取手形及び売掛金	79,208	1年以内返済予定の長期借入金	20
商品及び製品	13,750	リース債務	660
繰延税金資産	489	未払法人税等	250
未収入金	23,397	賞与引当金	1,122
関係会社預け金	37,600	役員賞与引当金	68
その他	160	その他	10,946
貸倒引当金	△106	固定負債	13,142
固定資産	60,379	長期借入金	98
有形固定資産	25,979	リース債務	7,831
建物及び構築物	6,216	繰延税金負債	2,974
機械装置及び運搬具	43	設備休止損失引当金	377
器具及び備品	4,792	資産除去債務	524
土地	7,251	退職給付に係る負債	376
リース資産	7,676	その他	960
無形固定資産	1,434	負債合計	142,383
ソフトウェア	1,252	純資産の部	
その他	182	科目	金額
投資その他の資産	32,964	株主資本	68,862
投資有価証券	21,127	資本金	4,923
長期貸付金	156	資本剰余金	7,165
繰延税金資産	130	利益剰余金	57,360
退職給付に係る資産	1,493	自己株式	△586
差入保証金	9,263	その他の包括利益累計額	7,845
その他	1,065	その他有価証券評価差額金	7,850
貸倒引当金	△270	退職給付に係る調整累計額	△4
		非支配株主持分	23
資産合計	219,116	純資産合計	76,732
		負債・純資産合計	219,116

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		653,016
売上原価		617,908
売上総利益		35,108
販売費及び一般管理費		31,124
営業利益		3,983
営業外収益		
受取利息及び配当金	539	
その他	452	991
営業外費用		
支払利息	130	
持分法による投資損失	1	
その他	173	305
経常利益		4,669
特別利益		
投資有価証券売却益	84	84
特別損失		
固定資産売却損失	36	
減損損失	227	264
税金等調整前当期純利益		4,489
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	274	1,485
当期純利益		3,004
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		3,002

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,923	7,162	55,243	△584	66,744
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△885		△885
親会社株主に帰属する当期純利益			3,002		3,002
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2			2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	2	2,117	△1	2,118
当 期 末 残 高	4,923	7,165	57,360	△586	68,862

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	7,990	51	8,041	43	74,829
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△885
親会社株主に帰属する当期純利益					3,002
自 己 株 式 の 取 得					△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△139	△55	△195	△19	△215
当 期 変 動 額 合 計	△139	△55	△195	△19	1,902
当 期 末 残 高	7,850	△4	7,845	23	76,732

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

会 社 名 : 新日本流通サービス(株)、ISCビジネスサポート(株)、
(株)スハラ食品、(株)アイ・エム・シー

当連結会計年度において持分法適用非連結子会社であった(株)アイ・エム・シーについて、今後重要性が増すと考えられることから、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 1社

会 社 名 : (株)宝来商店

非連結子会社1社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも少額であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

会 社 名 : (株)宝来商店

(2) 持分法を適用した関連会社の数 2社

会 社 名 : (株)中部メイカン、(株)UpTable

当連結会計年度において持分法適用非連結子会社であった(株)アイ・エム・シーについて、今後重要性が増すと考えられることから、連結の範囲に含めたことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～31年
---------	---------

機械装置及び運搬具	4年
-----------	----

器具及び備品	5年～12年
--------	--------

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 設備休止損失引当金

物流センター等の利用中止に伴い、発生が見込まれる損失について、合理的に見積もった金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。) 等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4) 及び事業分離等会計基準第57－4項(4) に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金及び連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高はそれぞれ2百万円増加しております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	377百万円
土地	240
投資有価証券	11
計	629百万円

②担保に係る債務

買掛金	119百万円
1年以内返済予定の長期借入金	20
長期借入金	98
計	237百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,120百万円

3. 保証債務

下記の会社の仕入債務について保証を行っております。

(株)宝来商店 274百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
愛知県名古屋市	売却予定資産	土地
—	事業用資産（販売権利金）	投資その他の資産「その他」

(2) 資産のグルーピングの方法

減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には遊休資産、賃貸用資産及び売却予定資産は物件毎に、事業用資産は主として地域性をもとに区分した営業本部毎に、そのうち、販売権利金については契約毎に、資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損に至った経緯

売却予定資産において、使用方法の変更により回収可能性を著しく低下させる変化が生じたこと、また、販売権利金は当初予定していた収益が見込めなくなったことから、回収可能価額まで帳簿価額を減損しております。

(4) 減損損失の内訳

土	地	202百万円
投資その他の資産「その他」		25
	計	227百万円

(5) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、売却予定資産は正味売却価額（不動産鑑定評価額を基礎として算定した金額）により測定しております。また、販売権利金は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	13,032,690	—	—	13,032,690

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	194,889	294	—	195,183

(注) 自己株式の増加294株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月17日 定時株主総会	普通株式	436	34	平成27年3月31日	平成27年6月18日
平成27年11月2日 取締役会	普通株式	449	35	平成27年9月30日	平成27年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	513	40	平成28年3月31日	平成28年6月17日

(注) 平成28年6月16日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創業130周年記念配当5円を含んでおります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

未収入金は、主に仕入先からの割戻金であります。その大半は同一仕入先に対する買掛金の残高の範囲内です。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

関係会社預け金は、親会社である伊藤忠商事(株)のグループ金融制度の利用に伴うものであり、同社に対する預け金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引担当部支店及び審査法務部が、取引先の財務状況を定期的に把握するとともに、取引先毎の債権残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

③流動性リスクの管理

当社は各部署からの報告に基づき、適時に資金繰りの計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。また、連結子会社においても、同様の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注2) 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,238	4,238	—
(2) 受取手形及び売掛金	79,208	79,208	—
(3) 投資有価証券	18,905	18,905	—
(4) 未収入金	23,397	23,397	—
(5) 関係会社預け金	37,600	37,600	—
資産計	163,348	163,348	—
(6) 買掛金	116,174	116,174	—
(7) リース債務	8,492	9,261	769
負債計	124,666	125,436	769

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金及び(5) 関係会社預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式等の時価については主に取引所の価格によっております。

負 債

(6) 買掛金

これは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価は元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2,221

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,238	—	—	—
受取手形及び売掛金	79,208	—	—	—
未収入金	23,397	—	—	—
関係会社預け金	37,600	—	—	—
合 計	144,443	—	—	—

(注4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	660	560	558	556	549	5,607

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 5,975円37銭
2. 1株当たり当期純利益 233円91銭
 - ※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎
 - ・ 連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 3,002百万円
 - ・ 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 3,002百万円
 - ・ 普通株主に帰属しない金額 -百万円
 - ・ 普通株式の期中平均株式数 12,837,694株

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として確定給付年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当社は当該制度の枠外で連合設立型の確定給付企業年金である伊藤忠連合企業年金基金に加入しております。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）

a. 年金資産の額	21,191百万円
b. 年金財政計算上の数理債務の額	31,939百万円
c. 差引額（a－b）	△10,748百万円

②制度全体に占める当社の掛金拠出割合(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

3.42%

③補足説明

上記①の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高13,429百万円及び別途積立金2,681百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間18年0ヶ月の元利均等償却であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,922百万円
勤務費用	284
利息費用	41
数理計算上の差異の発生額	△33
退職給付の支払額	△219
退職給付債務の期末残高	<u>3,995百万円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	5,068百万円
期待運用収益	152
数理計算上の差異の発生額	△150
事業主からの拠出額	221
退職給付の支払額	△179
年金資産の期末残高	<u>5,112百万円</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,619百万円
年金資産	△5,112
	<u>△1,493百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	376百万円
連結貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	<u>△1,116百万円</u>
退職給付に係る負債	376
退職給付に係る資産	1,493
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△1,116百万円</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	284百万円
利息費用	41
期待運用収益	△152
過去勤務費用の処理額	△3
数理計算上の差異の処理額	57
連合設立型基金への掛金拠出	94
その他	3
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>324百万円</u>

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	3百万円
数理計算上の差異	59
合計	<u>63百万円</u>

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	△17百万円
未認識数理計算上の差異	24
合計	<u>6百万円</u>

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

①年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次のとおりであります。

株式	16%
債券	52
保険資産（一般勘定）	29
その他	3
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.2%

長期期待運用収益率 3.0%

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	155,886	流動負債	127,538
現金及び預金	3,552	買掛金	114,022
受取手形	2,186	リース負債	614
売掛金	75,476	未払金	10,356
商品及び製品	13,132	未払法人税等	141
前払費用	88	賞与引当金	958
繰延税金資産	399	役員賞与引当金	63
未収入金	22,999	その他	1,381
関係会社預け金	37,600	固定負債	11,988
その他金	531	リース負債	7,766
貸倒引当金	△81	繰延税金負債	2,601
固定資産	59,020	預り保証金	643
有形固定資産	21,092	設備休止損失引当金	377
建物	3,890	資産除去債務	512
構築物	33	その他	88
車両運搬具	9	負債合計	139,526
器具及び備品	4,667	純資産の部	
土地	4,914	科目	金額
リース資産	7,577	株主資本	67,612
無形固定資産	1,310	資本剰余金	4,923
ソフトウェア	1,204	資本準備金	7,162
その他	106	その他資本剰余金	7,161
投資その他の資産	36,616	利益剰余金	0
投資有価証券	19,960	利益準備金	56,112
関係会社株	3,569	その他利益剰余金	1,230
関係会社長期貸付金	2,340	固定資産圧縮積立金	54,881
長期貸付金	156	特別償却準備金	70
破産更生債権等	170	別途積立金	38
差入保証金	8,321	繰越利益剰余金	51,300
その他	2,366	自己株式	△586
貸倒引当金	△268	評価・換算差額等	7,767
資産合計	214,906	その他有価証券評価差額金	7,767
		純資産合計	75,380
		負債・純資産合計	214,906

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		639,781
売上原価		607,101
販売費及び一般管理費		32,680
営業利益		29,061
営業外収益		3,619
受取利息及び配当金	575	
営業外費用	352	928
支払利息	126	
経常利益	165	291
特別利益		4,255
投資有価証券売却益	84	84
特別損失	36	
固定資産売却損失	25	
減価償却損	59	120
関係会社株式評価損		
税引前当期純利益		4,219
法人税、住民税及び事業税	1,044	
法人税等調整額	309	1,353
当期純利益		2,865

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	4,923	7,161	0	7,162	1,230
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
特別償却準備金の積立					
特別償却準備金の取崩					
別 途 積 立 金 の 積 立					
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	4,923	7,161	0	7,162	1,230

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	その他利益剰余金			
	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	135	35	48,200	4,530
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△885
当 期 純 利 益				2,865
固定資産圧縮積立金の積立	1			△1
固定資産圧縮積立金の取崩	△67			67
特別償却準備金の積立		15		△15
特別償却準備金の取崩		△11		11
別途積立金の積立			3,100	△3,100
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△65	3	3,100	△1,057
当 期 末 残 高	70	38	51,300	3,472

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

(単位：百万円)

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金合計				
当 期 首 残 高	54,132	△584	65,633	7,872	73,506
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△885		△885		△885
当 期 純 利 益	2,865		2,865		2,865
固定資産圧縮積立金の積立	-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-		-
特別償却準備金の積立	-		-		-
特別償却準備金の取崩	-		-		-
別途積立金の積立	-		-		-
自 己 株 式 の 取 得		△1	△1		△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△104	△104
当 期 変 動 額 合 計	1,980	△1	1,978	△104	1,873
当 期 末 残 高	56,112	△586	67,612	7,767	75,380

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっております。
- (2) その他有価証券のうち、時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
また、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～31年
構築物	10年～20年
車両運搬具	4年
器具及び備品	5年～12年

- (2) 無形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 設備休止損失引当金

物流センター等の利用中止に伴い、発生が見込まれる損失について、合理的に見積もった金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の翌事業年度から処理しております。

なお、当事業年度末において年金資産が退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減算した金額を上回ったため、この差額を前払年金費用として投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

5. 消費税等の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	5,237百万円
短期金銭債務	21,860百万円
長期金銭債権	300百万円
長期金銭債務	3,870百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

11,380百万円

3. 保証債務

下記の会社の仕入債務について保証を行っております。

(株)宝来商店	274百万円
---------	--------

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	23,805百万円
仕入高	110,024百万円
運送費	4,373百万円
その他の営業取引高	1,756百万円
営業取引以外の取引高	288百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
—	事業用資産（販売権利金）	投資その他の資産「その他」

(2) 資産のグルーピングの方法

減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には遊休資産、賃貸用資産及び売却予定資産は物件毎に、事業用資産は主として地域性をもとに区分した営業本部毎に、そのうち、販売権利金については契約毎に、資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損に至った経緯

販売権利金は当初予定していた収益が見込めなくなったことから、回収可能価額まで帳簿価額を減損しております。

(4) 減損損失の内訳

投資その他の資産「その他」 25百万円

(5) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、販売権利金は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	194,889	294	－	195,183

（注）自己株式の増加294株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産（流動）の主な原因別内訳

未払事業税	26百万円
賞与引当金	295
その他	77
（繰延税金資産合計）	399百万円

2. 繰延税金資産・負債（固定）の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産	
投資有価証券	592百万円
関係会社株式	33
貸倒引当金	107
資産除去債務	157
その他有価証券評価差額金	32
減損損失	90
その他	330
繰延税金資産小計	1,343百万円
評価性引当額	△720
（繰延税金資産合計）	623百万円
(2) 繰延税金負債	
有形固定資産	129百万円
前払年金費用	458
その他有価証券評価差額金	2,636
（繰延税金負債合計）	3,224百万円
（繰延税金負債純額）	2,601百万円

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率の差異の主な項目別内訳

法定実効税率	33.0%
(調整内容)	
交際費等	1.3
受取配当金等	△1.1
住民税均等割	1.1
評価性引当額	0.5
税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正	0.6
税額控除	△3.7
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等負担率	32.1%

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.0%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は162百万円減少し、法人税等調整額が26百万円、その他有価証券評価差額金が136百万円、それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	7,075百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	5,797百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	1,388百万円

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,871円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 223円23銭 |

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

- | | |
|----------------|-------------|
| ・ 損益計算書上の当期純利益 | 2,865百万円 |
| ・ 普通株式に係る当期純利益 | 2,865百万円 |
| ・ 普通株主に帰属しない金額 | －百万円 |
| ・ 普通株式の期中平均株式数 | 12,837,694株 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

伊藤忠食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中村基夫 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神谷直巳 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤忠食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

伊藤忠食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中村基夫 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神谷直巳 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監査いたしました。
 - ③子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

伊藤忠食品株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 姫 野 彰 ㊟
社外監査役 増 岡 研 介 ㊟
社外監査役 桜 木 正 人 ㊟

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類 等

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、内部留保にも意を用い、継続的に安定配当を行う所存であります。

また、当社は、平成28年2月11日に創業130周年を迎えることができました。つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すべく、普通配当35円に記念配当5円を加え、1株につき40円とさせていただきます、以下のとおり第98期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円（うち普通配当35円、記念配当5円）

総額 513,500,280円

なお、中間配当金（1株につき35円）を含めました1株当たりの年間配当金は、75円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月17日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の活動の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 各種和洋酒・麦酒・各種飲料・瓶缶詰・滋養品・乳製品・油脂製品・乾物・食肉・野菜・果物・菓子・米穀その他の食料品・化粧品・医薬部外品・塩・たばこ・書籍・玩具・日用品雑貨・洋品雑貨その他の諸雑貨の売買その仲立、輸出入ならびに問屋業および氷の販売。 (2) ｝ (29) (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 各種和洋酒・麦酒・各種飲料・瓶缶詰・滋養品・乳製品・油脂製品・乾物・食肉・野菜・果物・菓子・米穀その他の食料品・化粧品・医薬部外品・ <u>医薬品・管理医療機器</u> ・塩・ <u>たばこ・書籍・玩具・日用品雑貨・洋品雑貨</u> その他の諸雑貨の売買その仲立、輸出入ならびに問屋業および氷の販売。 (2) ｝ (29) (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、当社の持続的な企業価値向上ならびにコーポレートガバナンスの強化につなげるため2名を増員し、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> はまぐち たいぞう 濱 口 泰 三 昭和25年10月29日生	昭和48年4月 安宅産業株式会社入社 昭和52年10月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年4月 同社広域流通部長 平成16年6月 同社執行役員食料カンパニープレジデント補佐 平成16年12月 当社代表取締役社長 平成18年12月 当社代表取締役社長執行役員 平成25年6月 当社代表取締役会長執行役員 平成26年6月 当社取締役会長執行役員 平成27年6月 当社会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ミルボン社外取締役	13,000株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>濱口泰三氏は、長年にわたり食品流通業界に従事し、当社においては、平成16年12月から平成25年6月まで代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップを有しております。</p> <p>また、取引先を含むステークホルダーからの期待及び当社を取り巻く市場環境、これらに対する当社の強み及び課題を熟知しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<p>再任</p> <p>まつもと 耕一 松本 耕一 昭和26年9月30日生</p>	<p>昭和50年4月 安宅産業株式会社入社 昭和52年10月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年6月 同社食料経営管理部長代行 平成16年12月 当社監査役 伊藤忠商事株式会社食料経営管理部長代行 平成19年5月 同社食料カンパニーCFO 平成21年12月 当社取締役 伊藤忠商事株式会社食料カンパニーCFO 平成23年5月 当社執行役員人事総務本部本部長(兼)内部統制・環境・品質管理担当 平成26年4月 当社常務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)経営企画本部本部長(兼)CSR担当(兼)コンプライアンス担当 平成26年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)経営企画本部本部長(兼)CSR担当(兼)コンプライアンス担当 平成27年6月 当社取締役専務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)CSR担当(兼)コンプライアンス担当 平成28年4月 当社取締役専務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)業務改革本部本部長(兼)CSR担当(兼)コンプライアンス担当 (現任)</p>	4,600株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>松本耕一氏は、経営管理や財務、コーポレートガバナンスの分野などにおいて豊富な知見を有しており、平成26年6月の取締役就任後は、当社の管理部門の統括責任者として、中期経営計画の策定、経営管理及びリスクマネジメント機能の強化等を遂行しており、経営の中核を担っております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
3	<p>再任</p> <p>おおがま けんいち 大釜 賢一 昭和29年3月20日生</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成14年4月 当社大阪支社営業第八部長 平成16年4月 当社関西支社長代行(兼)営業第八部長 平成19年12月 当社執行役員西日本営業本部副本部長 平成20年4月 当社執行役員東海営業本部本部長 平成23年4月 当社常務執行役員西日本営業本部本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員西日本営業本部本部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部統括本部長 平成26年6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部統括本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイ・エム・シー代表取締役会長</p>	1,800株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>大釜賢一氏は、当社の営業部門の統括責任者として、安定収益の確保を推進するとともに、新たな付加価値を創造する事業を積極的に展開し、競争優位性の高い商材を提供する取り組みを進めるなど、営業推進力の強化ならびに営業各部の有機的な連携に寄与しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

招集と通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	<p>再任</p> <p>み 浦 浩 一 うら こう いち 昭和30年2月28日生</p>	<p>昭和49年3月 当社入社</p> <p>平成2年11月 当社直販事業本部販売第二部長</p> <p>平成8年10月 当社名古屋支社営業第六部長</p> <p>平成20年10月 当社東海営業本部副本部長</p> <p>平成24年4月 当社東海営業本部本部長</p> <p>平成24年6月 当社執行役員東海営業本部本部長</p> <p>平成26年6月 当社常務執行役員東海営業本部本部長</p> <p>平成27年6月 当社取締役常務執行役員東海営業本部本部長（現任）</p>	3,100株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>三浦浩一氏は、営業分野において豊富な業務経験を有し、営業現場に精通しております。その中で培われた見識や人脈を活かし、東海営業本部ならびに全社の安定収益の確保などに貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
5	<p>新任</p> <p>おお さき つよし 大 崎 剛 昭和35年4月20日生</p>	<p>昭和59年4月 伊藤萬株式会社入社</p> <p>平成2年8月 伊藤忠商事株式会社入社</p> <p>平成20年4月 同社繊維資材・ライフスタイル部繊維資材・ライフスタイル第二課長</p> <p>平成22年4月 同社繊維資材・ライフスタイル部長</p> <p>平成27年7月 伊藤忠ホームファッション株式会社代表取締役社長</p> <p>平成28年4月 当社入社 顧問 伊藤忠商事株式会社より出向（現任）</p>	-
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>大崎剛氏は、親会社である伊藤忠商事株式会社において繊維資材部門の要職を歴任した後、伊藤忠ホームファッション株式会社にて代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と見識を有しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
6	<p>再任</p> <p>ほし しゅう いち 星 秀 一 昭和30年9月6日生</p>	<p>昭和54年4月 伊藤忠商事株式会社入社</p> <p>平成18年4月 同社食品流通部門長補佐(兼)食品流通部長</p> <p>平成21年4月 同社食品流通部門長(兼)CVS事業推進部長</p> <p>平成22年4月 同社執行役員食品流通部門長</p> <p>平成22年12月 当社取締役</p> <p>平成23年4月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐</p> <p>平成25年4月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐(兼)営業部門管掌</p> <p>平成25年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）</p>	9,400株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>星秀一氏は、平成25年6月に当社代表取締役社長執行役員に就任して以来、経営の効率化と公正性を確保するコーポレートガバナンス体制の構築、コンプライアンスの徹底ならびに安定収益の確保を推進してまいりました。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> たか がき はる お 高 垣 晴 雄 昭和39年1月23日生	昭和61年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成19年4月 同社ブランドマーケティング第一部ブランドマーケティング第六課長 平成23年4月 同社業務部長代行 平成26年4月 同社生鮮食品部門長 平成27年4月 同社食品流通部門長（現任） 平成27年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日本アクセス社外取締役 株式会社昭和社外取締役 コンフェックス株式会社社外取締役	—
■取締役候補者とした理由 高垣晴雄氏は、親会社である伊藤忠商事株式会社にて食品流通部門長を務められ、幅広い見識と多様な経験ならびに客観的視点を有しております。また、平成27年6月以降は当社の取締役として、取締役会の適正な意思決定に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">独立役員</div> かわ むら ひろし 川 村 博 昭和22年4月28日生	昭和46年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和50年10月 公認会計士登録 平成5年6月 同法人代表社員 平成23年2月 同法人退所 平成23年6月 公益財団法人塩事業センター研究開発評価委員（現任） 平成27年6月 当社取締役（現任）	—
■社外取締役候補者とした理由 川村博氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士の資格を持ち、企業財務及び会計に関する豊富な専門知識と経験を有しております。また、平成27年6月以降は当社の取締役として、取締役会の適正な意思決定に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。			
■独立役員に関する事項 当社は、川村博氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。			

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 新任 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> 社外取締役 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> 独立役員 </div> <p style="text-align: center;">はし もと けん 橋 本 健 昭和26年9月7日生</p>	昭和49年4月 花王石鹸株式会社（現花王株式会社）入社 平成11年11月 同社化成成品事業部長 平成18年3月 同社購買部門統括 平成20年6月 同社取締役執行役員 平成24年6月 同社取締役常務執行役員会計財務部門担当(兼)情報システム部門担当 平成25年3月 同社購買部門担当 平成26年8月 株式会社吉川国工業所顧問（現任）	—
<p>■社外取締役候補者とした理由</p> <p>橋本健氏は、花王株式会社において要職を歴任し、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識等を有しております。当社の経営全般及びコーポレートガバナンスの一層の向上に資する助言ならびに監督等の職務を適切に遂行することが期待できることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> <p>■独立役員に関する事項</p> <p>当社は、橋本健氏が選任された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 川村博氏及び橋本健氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 川村博氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結のときをもって1年となります。
 4. 社外取締役候補者に関する特記事項について
 川村博氏が、株式会社雪国まいたけの社外監査役であった在任期間中である平成25年11月、同社は、過去に取得した土地の資産計上方法、一部事業用資産の減損、過年度における広告宣伝費の会計処理に関する不適切な会計処理が判明したため、平成21年3月期第2四半期から平成26年3月期第1四半期までの決算について、金融商品取引法に基づく訂正を行いました。同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について意見を述べており、また、これらの事実発覚後、社内調査委員会の委員として徹底した調査及び再発防止に関する提言を行っております。
 5. 大崎剛氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、55頁の略歴に記載のとおりであります。
 また、同氏は、過去5年間において、特定関係事業者である株式会社寺岡製作所の役員でありました。
 6. 高垣晴雄氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、前頁の略歴に記載のとおりであります。
 また、同氏は、過去5年間において、特定関係事業者であるジャパンフーズ株式会社及びDole International Holdings株式会社の役員でありました。
 7. 責任限定契約の内容の概要について
 当社は、川村博氏及び高垣晴雄氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において両氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。なお、当社は、星秀一氏及び橋本健氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役桜木正人氏ならびに増岡研介氏は、本総会終結のときをもって任期満了となります。
また、監査役川村篤生氏は、本年3月31日をもって監査役を辞任により退任されました。
つきましては、適正かつ有効な監査体制を維持継続するため、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案をご承認いただきますと、当社の監査役は4名（うち社外監査役2名）となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> さくらぎまさと 桜木正人 昭和43年12月21日生	平成3年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 同社欧州財経・情報グループ(兼)伊藤忠欧州会社 平成18年9月 同社経理部決算管理室 平成22年5月 同社経理部経理企画室長代行 平成24年5月 同社経理部IFRS決算推進室長 平成26年6月 同社食料カンパニーCFO補佐(兼)食料経理室長(現任) 平成26年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠飼料株式会社社外監査役 伊藤忠製糖株式会社社外監査役	—
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■監査役候補者とした理由 桜木正人氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、親会社である伊藤忠商事株式会社において経理部門での経験が長く、専門的知識と幅広い経験を有しております。これらの専門的知識及び経験を活かし適切な監査を遂行することが期待できることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を監査役候補者といたしました。 </div>			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> かみのすみひろ 神野純弘 昭和34年10月19日生	昭和58年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成13年4月 同社エネルギー開発部LNG第一プロジェクト室長 平成19年4月 同社エネルギートレード部門長代行(兼)エネルギートレード部門企画統括課長 平成21年4月 同社欧州金属・エネルギーグループ長(兼)伊藤忠欧州会社(兼)伊藤忠スペイン会社社長 平成24年4月 伊藤忠石油開発株式会社取締役副社長執行役員 平成26年5月 伊藤忠商事株式会社監査部監査第一室長 平成28年5月 同社食料カンパニーCFO補佐(現任)	—
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■監査役候補者とした理由 神野純弘氏は、親会社である伊藤忠商事株式会社及びその関連会社において、主にエネルギー部門の要職を歴任し、経営に関する経験と幅広い見識を有するとともに、監査部門での業務経験も有しております。これらの経験及び見識を活かし適切な監査を遂行することが期待できることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を監査役候補者といたしました。 </div>			

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">社外監査役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> <p style="text-align: center;"> <small>ます おか けん すけ</small> 増 岡 研 介 <small>昭和32年5月18日生</small> </p>	<p>平成元年4月 弁護士登録（日本弁護士連合会）東京弁護士会入会 増岡章三法律事務所入所</p> <p>平成5年4月 東京弁護士会常議員</p> <p>平成15年4月 東京弁護士会副会長</p> <p>平成18年12月 当社監査役（現任）</p> <p>平成19年1月 増岡総合法律事務所所長（現任） （重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社吉野家ホールディングス社外監査役</p> <p>株式会社TJMデザイン社外監査役</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>■社外監査役候補者とした理由</p> <p>増岡研介氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、法律の専門家としての客観的かつ中立的な立場から、経営の監視ならびに適切な助言をいただいております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外監査役候補者いたしました。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>■独立役員に関する事項</p> <p>当社は、増岡研介氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 増岡研介氏は、社外監査役候補者であります。
3. 増岡研介氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結のときをもって9年6ヶ月となります。
4. 桜木正人氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、前頁の略歴に記載のとおりであります。
5. 神野純弘氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、前頁の略歴に記載のとおりであります。
6. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、桜木正人氏及び増岡研介氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において両氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。なお、当社は、神野純弘氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬額は平成21年12月18日開催の第91期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とし、うち社外取締役分は年額10百万円以内とすることにつきご承認を得て今日に至っておりますが、その後の経済情勢及び社外取締役の職責の変化等を考慮して、総額年額300百万円は変えずに社外取締役分を年額10百万円以内から20百万円以内とすることに改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の当社取締役は7名（うち社外取締役は2名）ですが、第3号議案（取締役9名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

（ご参考）

		現在	⇒	改定後	
取締役の報酬額 の上限（年額）	総額	300百万円以内		300百万円以内（改定せず）	
	うち 社外取締役	10百万円以内	20百万円以内（改定）		

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 7階国際会議ホール

交通：堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 ①⑫番出口から徒歩8分

谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 ④番出口から徒歩8分



※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。